

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡大塚山古墳群は、河合町の北東部、馬見丘陵の北東端の標高 42～47m の微高地に立地する。当該地は、大和川水系の各河川が合流し河内平野へ向けて西流するとともに、飛鳥と斑鳩を結ぶ「筋違道(太子道)」にも近く、古くから水陸の交通の要衝であった。同古墳群は、同時期の古墳では奈良県内で最大級の規模を誇る全長約 197m の大塚山古墳を中心に、5 世紀後半から 6 世紀初頭にかけて築造された 8 基からなる古墳群である。また、生駒山地と金剛山地の狭隘部や河内平野を抜けて大阪湾(河内湖)に注ぐ大和川に隣接する地に立地することや大型前方後円墳を築造していることから、これら古墳群の被葬者は大和川の水運に深く関わり広く交易を行った有力者の一族・関係者であると想定されている。

大型前方後円墳を中心に前方後円墳、方墳、円墳により構成された古墳群で、大和地方における古墳群の一示例として学術上に重要であることや、大塚山古墳の規模や保存状態の良さが評価され、昭和 31 年(1956)12 月 28 日、8 基一括で国の史跡に指定された。

その後、高度経済成長期以降周辺の開発が進み、古墳を取り巻く環境や景観が著しく変化してきたこともあり、平成 10 年(1998)3 月に『史跡大塚山古墳群保存管理計画』を策定し、現況の確認と保存管理に関する考え方、保存整備の方針を整理し、公有化も含め古墳群の保存に努めてきた。その後、保存管理計画の策定から 20 年以上が経過し、史跡を取り巻く様々な環境の変化や時代のニーズに応える必要



図1 大塚山古墳群(手前 大塚山古墳、左奥 丸山古墳、奥 城山古墳)

から、新たに『史跡大塚山古墳群保存活用計画』を令和5年(2023)3月に策定した。この計画は、史跡を次世代へと継承するための保存・管理と整備・活用の基本的考えを改めて整理し直すため、令和3年度(2021)から4年度(2022)にかけて、史跡大塚山古墳群の保存と活用を適切に進めるため策定したものである。

そこで本計画では、保存活用計画で示した方針に基づき、史跡の整備・活用の推進を図るため、引き続き「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会」(以下、「委員会」という。)にて本史跡の整備のあり方や内容等について検討を行った。委員会での議論を踏まえ、史跡大塚山古墳群の適切な保存活用に向けた具体的な整備方針及び内容等を示すことを目的として、『史跡大塚山古墳群整備基本計画』(以下、「本計画」という。)を策定する。

第2節 計画の目的

(1) 計画策定の目的

本計画は、保存活用計画において示した保存・活用と整備の方針に基づき、史跡の本質的価値を将来に向けて継承していくために、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を掲げる。そして、事業実施期間における具体的な整備内容や各種調査、スケジュールなどを示すことを目的とする。

(2) 計画対象範囲と実施期間

史跡大塚山古墳群は、大塚山古墳、城山古墳、丸山古墳、高山塚一号～四号古墳、九僧塚古墳の8基の古墳が史跡に指定されている。計画対象範囲は史跡大塚山古墳群の史跡指定地及び周辺隣接地とする。

本計画の実施期間は、令和6～14年度(2024～2032)までの9ヵ年とする。

なお、整備状況や社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じ期間、内容、整備箇所等の見直しを行う。

第3節 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会に関する要綱」に基づき設置した委員会で検討を重ねるとともに、文化庁及び奈良県文化財保存課からの指導・助言を得た。

【河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会委員】

塚口義信	堺女子短期大学名誉学長・名誉教授〔歴史学〕
千賀久	葛城市歴史博物館館長〔記念物(埋蔵文化財)〕
中島義晴	(独法)国立文化財機構 奈良文化財研究所 景観研究室長〔造園学〕
鈴木裕明	奈良県立橿原考古学研究所〔考古学〕
増田彦嗣	河合町郷土を学ぶ会会長
廣瀬重親	河合町観光ボランティアガイドの会代表
岡井康德	城古大字総代(令和5年度)
高岡宏芳	河合町総代・自治会長会会長

松 井 義 明 河合町商工会会長

【オブザーバー】

小 野 友記子 文化庁文化資源活用課(整備部門) 文化財調査官
本 村 充 保 奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課 調整員

【事務局】

上 村 欣 也 河合町教育委員会教育長
吉 村 公 男 河合町教育委員会事務局次長兼生涯学習課長
奥 本 英 里 河合町教育委員会事務局生涯学習課学芸員

○ 河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会に関する要綱

令和 3年 8月19日
教 委 要 綱 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 史跡大塚山古墳群整備事業の実施に伴い、埋蔵文化財の保存と活用を基調に、遺跡の保存計画とその実施への方策、検討についての諸調整とその円滑な推進を図ることを目的とし、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について充分に協議し、その必要に応じて関係諸機関相互の調整を行う。

- (1) 遺跡の保存と活用を図るにあたっての必要となる事項
- (2) 遺跡の整備を含む、保存を実施するにあたっての必要となる事項
- (3) その他遺跡の復原を含む、保存に付随して必要となる事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織し、教育委員会が委員を委嘱する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。また、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員報酬)

第8条 委員の報酬については、会議の実施毎に一人5,000円とし、年度末等に支払うものとする。

(幹事会)

第9条 事務の円滑な推進をはかるため、委員会のもとに幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、事業実施に関し、細部的な必要事項の調査にあたる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事会の議長が招集する。

(幹事会議長)

第10条 幹事会の議長は教育委員会事務局参事とする。

2 幹事会の議長に事故あるときは、教育委員会事務局生涯学習課長がその職務を代理する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会にはかってこれを定める。

附則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

【令和5年度 河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会の開催状況】

◆第1回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和5年10月3日

会場：中央公民館視聴覚室

議題：『史跡大塚山古墳群整備基本計画(案)』（前半）の検討

◆第2回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和5年12月26日

会場：中央公民館視聴覚室

議題：『史跡大塚山古墳群整備基本計画(案)』（後半）の検討

◆第3回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時： 令和6年2月14日

会場： 中央公民館会議室

議題：『史跡大塚山古墳群整備基本計画(案)』（全体）の確認

第4節 関連計画等との関係

（1）上位計画等

河合町まちづくり自治基本条例（令和5年4月施行）

河合町では、まちづくり主体としての町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携し、まちづくりのために協働して、住民自治を基盤とした河合町のまちづくりを進めていくにための基本的ルールとして「河合町まちづくり自治基本条例」を定めている。

この条例の目的として、「この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。」としている。

そして、第7章「生涯学習及び文化のまちづくり」において、「町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。」（第21条第2項）とし、先人が守り、育て、培ってきた歴史遺産や伝統行事、有形無形の文化財は、町民のアイデンティティ、心のよりどころともなるものであり、その重要性を認識し、保存するだけでなく周知、活用して生活を豊かにし、町の魅力をアピールし、次世代へ継承していく必要があると謳っている。

河合町教育大綱－河合町教育振興計画－（平成29年4月策定、令和4年4月改定）

「教育大綱」は、教育行政の組織及び運営に関する法律(平成26年6月改正)に基づき、地方公共団体の学校教育、生涯教育、学術及び文化、スポーツの振興に関する総合的な施策を推進するため定めるものである。河合町では、これまで教育基本法に基づく「教育振興基本計画」を策定し教育の振興を図ってきたが、この法改正に伴い新たな教育に関する総合的な施策として『河合町教育大綱－河合町教育振興基本計画－』を定めた。

本大綱では、その基本理念の一つとして「郷土に誇りと愛着をもち、社会に貢献できる人づくり」が謳われており、河合町の豊かな自然や歴史・伝統文化を活用した教育の推進により、河合町の良さを感じるとともに郷土を愛する心を育み、子どもたちが生涯を通じて「郷土」に愛着と誇りをもち、広く社会の発展に貢献できる人づくりを目指すとしている。そして、基本方針には「文化財の保存と活用」を掲げ、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため価値ある文化財を適切に保存し、保存を前提とした活用を進めるとともに、町民の文化財保護への意識を高めることとしている。

(2) 関連計画

河合町都市計画マスタープラン（平成 8 年 7 月策定、平成 21 年 4 月改定）

都市計画マスタープラン(正式名称:「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)は、都市計画法に定められた法定計画で、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするものである。都市計画マスタープランは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第 6 条の 2) や、議会の議決を経て定められた基本構想(総合計画など)に即するとともに、関連する個別計画などと連携することとしている。

「河合町都市計画マスタープラン」の地域別構想では、史跡大塚山古墳群は「第 1 地域(北)A-2」に位置する。同地域の課題として、大塚山古墳、城山古墳、フジ山古墳、廣瀬神社、長林寺を始め、河川、溜池など多くの地域資源のネットワーク化が望まれるとしている。そして将来の市街地像として「水辺の潤いや丘陵部の緑蔭、農地等も活かした、活力ある水辺の里」を謳っている。同地域の整備計画では、土地利用等の整理・誘導方針として、大塚山古墳を「シンボル景観保全活用地区」に設定している。しかし、本史跡の大塚山古墳以外の古墳については上記地区には入っていない。各古墳本体は史跡として文化財保護法により保護されているものの、周辺地は用途地域としては「第 1 種住居地域」とされ、住

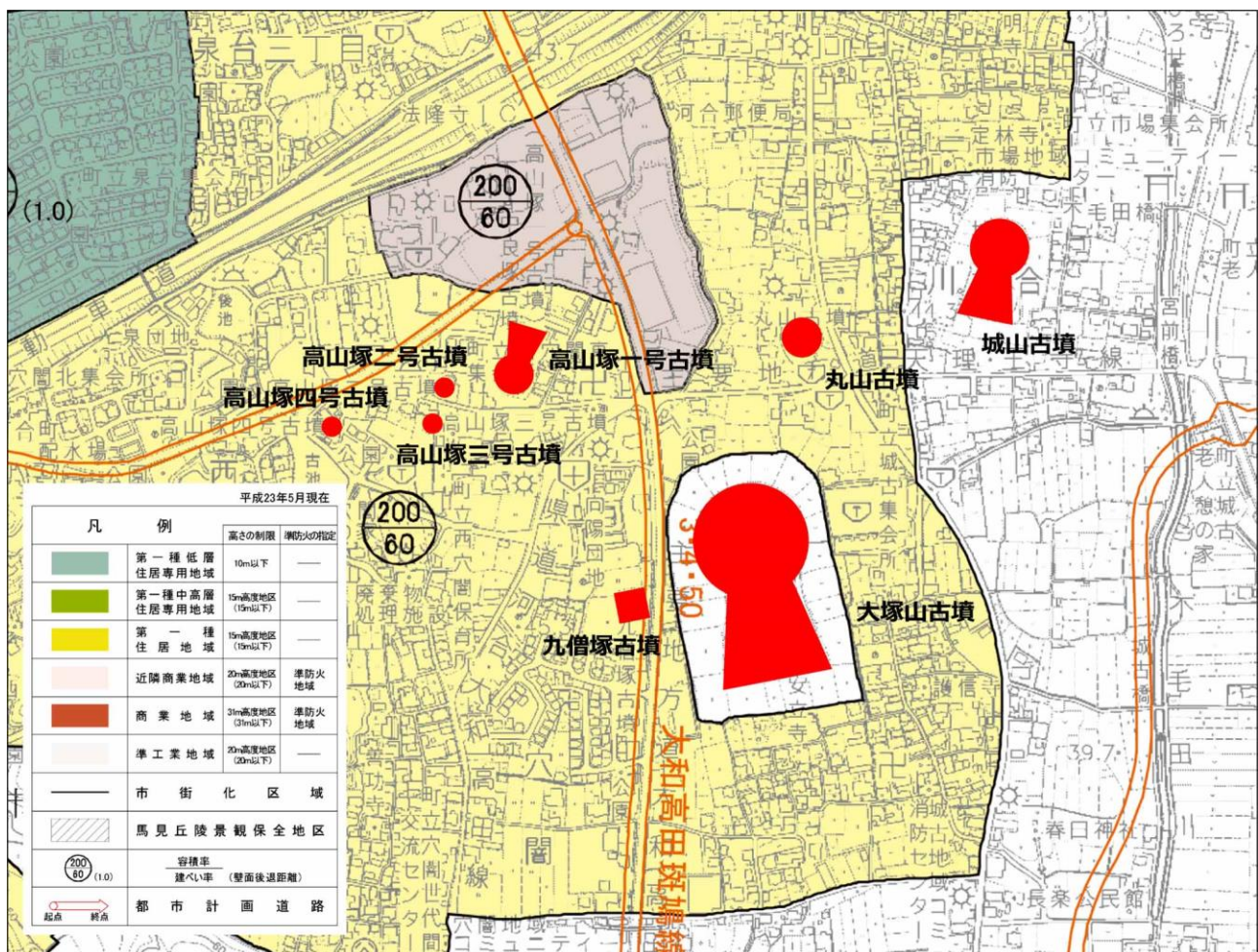


図 2 史跡大塚山古墳群周辺の用途地域図

河合町防災計画（平成 31 年 4 月策定）

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されたものである。

本計画において文化財に関する事項は下記のとおりである。

○ 水害・土砂災害等対策

- ・災害予防計画－文化財災害予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画

○ 震災対策

- ・災害予防計画－文化財建造物等の耐震性向上対策、文化財災害予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画
- ・南海トラフ巨大地震防災対策推進計画－文化財保護対策

なお、史跡大塚山古墳群の指定地内については、砂防指定地（砂防法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）のそれぞれに該当しない。また町の指定する「指定避難場所」及び「指定緊急避難場所」「その他

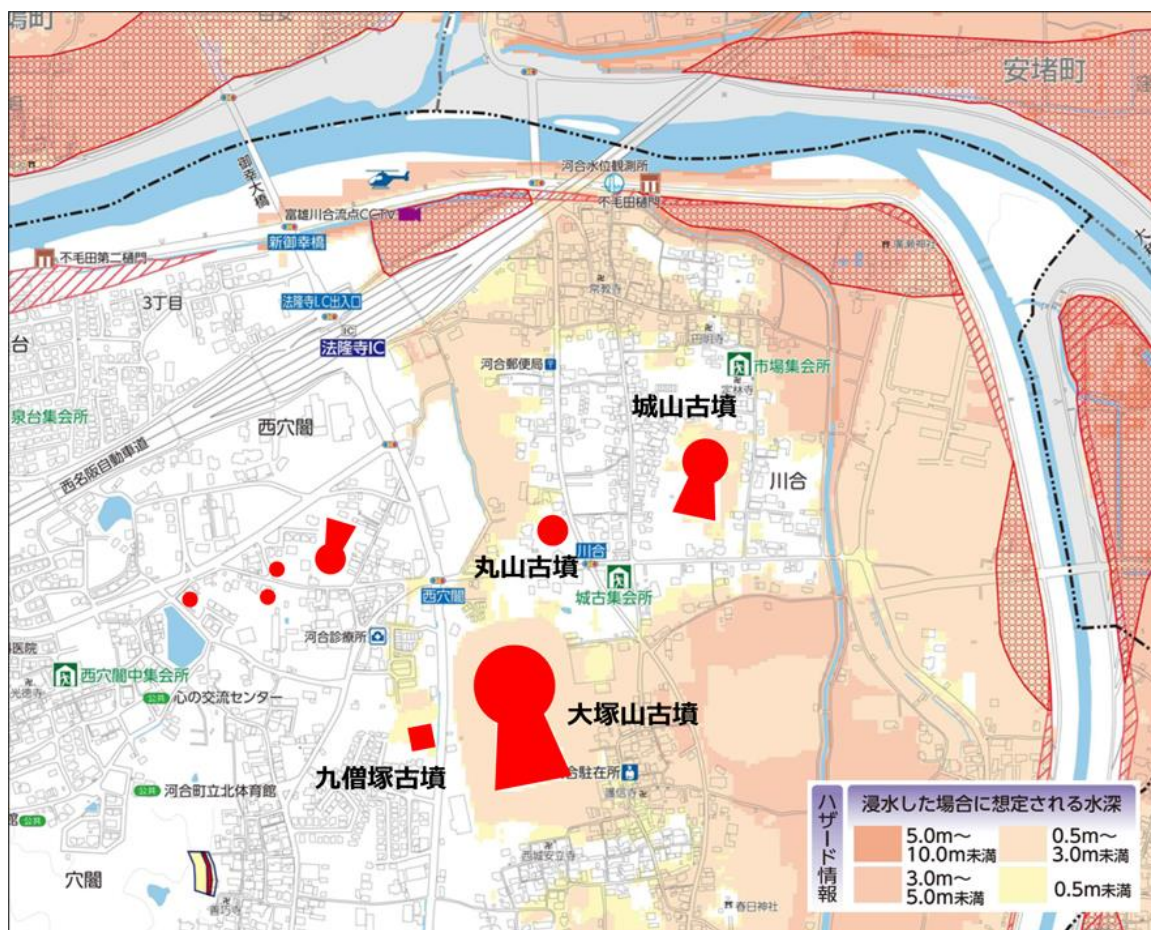


図 4 河合町防災マップ(史跡大塚山古墳群周辺の抜粋)

緊急の避難場所」にも指定されていない。

しかし、『河合町防災マップ』によれば史跡大塚山古墳群の内、大塚山古墳や城山古墳の周濠部、丸山古墳及び九僧塚古墳に隣接する土地の一部については、洪水時に 3m 未満の浸水が想定される地域とされている。

奈良県文化財保存活用大綱（令和 3 年 6 月策定）

平成 30 年(2018)6 月の文化財保護法の改正では、文化財を地域の文化や経済の振興の核として、多くの人が参画して地域社会全体で確実に未来へ継承する方策を進めることとして、「文化財保存活用大綱」の策定を促した。これを受け奈良県では、県内の文化財の保存と活用の基本的な方針として「奈良県文化財保存活用大綱」を策定した。

現代社会では、過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化し、文化財の保存の担い手が減少するなど地域の伝統文化は継続の危機にある。本大綱は、過去から受け継がれてきた魅力あふれる多くの文化財を次世代に確実に継承し、文化財の保存と活用を両輪とした施策を展開するための基本的な方向性を明確化することを目的としている。

本大綱における奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財の保存と活用の一体性」「文化財の把握の必要性」「修復等の透明化・標準化」「人材育成」「地域づくり」「持続性のある文化財保護」の 6 点を掲げている。また、市町村への支援の方針や防災・災害発生時の対応、文化財の保存と活用の推進体制についてもその考え方を示している。

史跡大塚山古墳群保存活用計画（令和 5 年 3 月策定）

保存活用計画は、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、史跡の適切な保存管理を行い、次世代へ継承するとともに、史跡の整備活用を推進し、住民が史跡を通して郷土に対する愛着や誇りを育み、地域の活性化に寄与することを目的として策定したものである。史跡を適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を定めた。また史跡を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿を提示するための方策を示したものである。

史跡大塚山古墳群の保存活用に関する各基本方針は次のとおりである。

○ 保存管理の基本方針

- ・ 史跡大塚山古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承することを第一とする。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全する。
- ・ 地下に埋蔵される遺構についても、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲において、調査成果に基づき追加指定を進める。
- ・ 遺物の保管については、恒久的に安全に保管できる施設の整備について検討を行う。

○ 活用の基本方針

- ・ 継続的な調査研究を行い古墳群の価値を高めるとともに、その成果を保存・整備に活かし、広く周知し公開を行っていく。
- ・ 地域住民や見学者など、あらゆる世代や対象に対して、史跡の価値を様々な形でわかりやすく発信・提供し、それぞれの知的好奇心やニーズを満たすことのできる活用を推進する。

- ・ 地域学習や歴史学習の場として両立を図りながら、地域住民にとって身近で多様な活動が行える快適な場を提供する。
 - ・ 地域のまちづくりの中に位置づけ、観光の拠点としての役割を果たす。
- 整備の基本方針
- ・ 地域住民の生活と調和しながら整備を進める。
 - ・ 遺構の保存を第一に考慮し、発掘調査によって得られた成果に基づき、古墳の歴史的価値が実感できるような整備を段階的に行う。
 - ・ 古墳群の本質的価値の周知及び明示に係る整備について、案内板や解説板等だけでなく、情報発信の方法を幅広く検討していく。
 - ・ 植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。
 - ・ 史跡指定範囲外にあるのが望ましい施設は移転等を検討する。
 - ・ 公園機能としての便益施設等は、史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切な場所に適切な施設を配置する。
- 運営・体制の基本方針
- ・ 地域に根差した包括的な保存・管理と整備・活用を進めるために、下記の点について整備を推進する。
 - ・ 日常の維持管理。
 - ・ 保存、活用、整備、調査研究、周知、公開等の適切な行政事務を行うため、庁内の関係部局との連携体制の充実・強化を図る。
 - ・ 災害時の復旧等を推進するため、内外部の関係機関との連携を強化する。
 - ・ 専門職員の充実等、運営体制を整える。
 - ・ 史跡の保存活用においては、地域の人々が参画できるような体制を整える。